

施設入所に係る児童措置費負担金の事務処理誤りについて

令和 4 年度から令和 7 年度までの児童措置費負担金※（以下、負担金）認定事務において、認定漏れ等の事務処理誤りが計 56 件判明しました。

負担金認定事務に関する管理及び確認が不十分であったことにより、市民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことを深くお詫びします。今後は適切な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。

※児童養護施設や里親等へ入所・委託措置をする際、国や自治体が負担する養育費（措置費）の一部を、保護者等の扶養義務者が負担能力に応じて支払う費用。

1 経過

- ・令和 8 年 4 月、こども相談所育成相談課において、人事異動に伴い負担金認定事務の遂行状況を課内職員が確認したところ、令和 6 年度及び令和 7 年度認定事務の一部に事務処理誤りがあることが判明しました。
- ・これを受け、同年 4 月から 6 月にかけて、負担金認定事務を所管する育成相談課及び虐待対策課の当該事務について、文書が保存されている過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の状況調査をしたところ、令和 5 年度から令和 7 年度までの間に 53 件の認定漏れ等事案が判明しました。
- ・また、当該事務については、今回の調査で発覚した 53 件以外に、育成相談課において令和 4 年度から令和 6 年度にかけて 3 件の認定誤りの事案がありました。当該事案に関しては令和 6 年度に 2 件、令和 7 年度に 1 件判明したものです。

2 概要

(1) 令和 8 年度状況調査による事務処理誤り判明分

○事務処理誤りの内容

分類	内容	件数
認定漏れ	負担金徴収額の認定の事務手続きを行っていなかった	51 件
調定漏れ	認定後の徴収額決定通知等発送による調定の事務手続きを行っていなかった	1 件
認定誤り	負担金徴収額の認定誤り	1 件
計		53 件

○負担金徴収対象世帯

[世帯数・児童数・件数の内訳]

分類	対象 世帯数	対象 児童数	件数			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
認定漏れ（未請求）	8 世帯	12 名	0 件	6 件	9 件	15 件
調定漏れ（未請求）	1 世帯	1 名	0 件	1 件	0 件	1 件
認定誤り（過請求）	1 世帯	1 名	0 件	1 件	0 件	1 件
計	10 世帯	14 名	0 件	8 件	9 件	17 件

[未請求金額の内訳]

分類	金額			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
認定漏れ	—	1,911,200 円	2,216,250 円	4,127,450 円
調定漏れ	—	26,400 円	—	26,400 円
計	—	1,937,600 円	2,216,250 円	4,153,850 円

[過請求金額の内訳]

分類	金額			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
認定誤り	—	26,400 円	—	26,400 円

○負担金徴収対象外世帯 ※所得状況等により負担金の徴収対象外となる世帯

[世帯数・児童数・件数の内訳]

分類	対象 世帯数	対象 児童数	件数			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
認定漏れ	28 世帯	34 名	4 件	4 件	28 件	36 件

○対応

[負担金徴収対象世帯]

- ・認定漏れ、または調定漏れにより負担金が未請求となっていた 16 件は、対象世帯に謝罪した上で、徴収額決定通知等を発送しました。
- ・負担金額の認定誤りにより過徴収となっていた 1 件は、対象世帯に謝罪した上で、徴収額決定通知の発送に加え、過徴収額を還付しました。

[負担金徴収対象外世帯]

- ・認定漏れ 36 件は、順次、対象世帯に謝罪した上で、負担金の徴収対象外として徴収額決定通知を発送しています。

(2) その他の事務処理誤り判明分

○事務処理誤りの内容

分類	内容	件数
認定誤り	負担金徴収額の認定誤り	3 件

○負担金徴収対象世帯

[世帯数・児童数・件数の内訳]

分類	対象 世帯数	対象 児童数	件数			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
認定誤り（過請求）	2 世帯	2 名	1 件	0 件	1 件	2 件
認定誤り（過少請求）	1 世帯	1 名	0 件	1 件	0 件	1 件
計	3 世帯	3 名	1 件	1 件	1 件	3 件

[過請求金額の内訳]

分類	金額			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
認定誤り	207,600 円	—	19,800 円	227,400 円

[過少請求金額の内訳]

分類	金額			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
認定誤り	—	134,640 円	—	134,640 円

○対応

- ・事案が判明した際に、対象世帯に謝罪した上で、還付または追加徴収の手続を行いました。

3 原因

- ・複数の担当者において当該事務を進めなければならない認識はあったものの、他の事務を優先させたことに加え、組織としての進捗管理を怠り、管理体制が不十分であったため、事務処理の状況を適切に把握できていませんでした。
- ・当該事務に関するマニュアルの整備等が徹底されていなかったことから、システムの入力間違いやデータ更新漏れなどが発生しました。

4 再発防止策

- ・負担金認定事務に関して、管理職を含めた複数の職員による確認や毎月末の認定状況の確認を徹底し、組織的なチェック体制を構築します。また対象案件を一覧で出力できる機能を追加するなど、システムによる進捗管理の強化を図ります。
- ・負担金認定事務に関する事務マニュアルを再整備し、担当職員に対して周知徹底することに加え、毎年実施している本事務に関する研修受講を必須とします。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：こども青少年局 こども相談所 電 話：072-245-9197 ファックス：072-241-0088
----------------------------	--